令和６年度　玉野市

魅力ある職場環境づくり応援事業補助金

事業目的：中小企業者が行う職場環境の整備の経費を補助することにより
生産性の向上・雇用の定着・雇用の確保の促進を図る

Ａ．職場環境整備

：　従業員の身体的負担を軽減させる職場環境改善の取組

対象経費	備品購入費
活用例	空調設備、大型扇風機、空調付作業服、ブラインド、照明器具 業務用食洗機、トイレ改修（和式→洋式）　など
補助率	１／３
上限額	市内事業者への発注　２０万円 市内市外事業者への発注　１５万円 市外事業者への発注　１０万円 ※年度内に１回まで・翌年度は申請不可

Ｂ．女性活躍・子育て環境整備

：　女性や子育て中の従業員が働きやすくなる環境づくりの取組

対象経費	備品購入費・設置工事費（撤去処分費は除く）
活用例	女性用トイレの設置、女性用ロッカールームの設置、女性用休憩室の設置、 トイレ改修（暖房便座・ウォシュレット）、託児スペースの設置
補助率	１／２
上限額	市内事業者への発注　３０万円 市内市外事業者への発注　２５万円 市外事業者への発注　２０万円 ※年度内に１回まで・翌年度は申請不可

Ｃ．デジタル活用推進

：　デジタル機器等の導入により従業員の負担軽減や働きやすさに繋がる取組

対象経費	備品購入費・ソフトウェア導入経費　など
活用例	テレワーク用機材、ＺＯＯＭライセンス、業務管理ソフト、勤怠管理システム コワーキングスペース、テレワークブース
補助率	２／３
上限額	市内事業者への発注　４０万円 市内市外事業者への発注　３５万円 市外事業者への発注　３０万円 ※年度内に１回まで・翌年度は申請不可

〈留意事項〉
- □事業期間：単年度事業であることが原則です。
- □申請受付：令和６年４月１日から随時受付　**※予算額に達した時点で締切**
- □受付締切：**令和７年２月２８日（金）**までに実績報告が可能なもの。

〈対象者〉
- 市内で１年以上事業を営んでいる中小企業・個人事業主（中小企業法第２条第１項）
  ※ＮＰＯ法人、社会福祉法人、医療法人、特別法人は対象外
- 常用雇用者が２名以上
- 市税を滞納していない
- 暴力団員等ではない（玉野市暴力団排除条例第２条）

〈対象外となるもの〉
- 景観や装飾物の設置に関する費用
- **汎用性があり、労働環境の向上が明確ではないもの（パソコン、タブレット等）**
- 従業員と自宅共用で使用するもの
- 既存の設備の撤去費、処分費

〈申請から交付までの流れ〉

申請　※事業実施の前に

必要書類の提出
- □ 交付申請書
- □ 事業計画書
- □ 事業費内訳書
- □ 暴力団排除条例に係る誓約書
- □ 市税完納証明書（１か月以内に税務課で取得したもの）
- □ 経費の内訳がわかる書類
- □ 発注先の所在地がわかる書類
- □ 備品の仕様がわかる書類
- □ 備品設置前の現場写真
- □ 工事を伴う場合、建物の所有者（賃借人）がわかる書類

事業の実施

申請の内容に従い、事業を実施

実績報告　※事業・経費の支払いが完了したら

必要書類の提出
- □ 実績報告書
- □ 事業報告書
- □ 事業費内訳書
- □ 備品設置後の現場写真
- □ 経費の内訳と支払ったことが確認できる書類

補助金の交付

必要書類の提出
- □ 補助金請求書

１４営業日程度で指定口座に振込

玉野市役所　商工観光課
ＴＥＬ：0863-33-5005
ＦＡＸ：0863-33-5001
mail：syoukoukankou@city.tamano.lg.jp